

指定障害者支援施設ほほえみ サービス料金について

2021年(令和3年)4月1日現在

1 介護給付費と利用者負担額

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料(介護給付費)が発生します。

利用者負担は、原則利用料の1割となっておりますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、実際のサービス料金のご利用日数に基づいた総単位数により算出されます。以下に示す金額及び利用者負担額は目安としてお考え下さい。

(1) 施設入所支援サービス費 《1単位あたりの単価(7級地)：10.20円》

① 基本報酬

障害支援区分	単位	金額	利用者負担額	備考
1・2	171単位/日	1,744円/日	174円/日	
3	236単位/日	2,407円/日	240円/日	
4	312単位/日	3,182円/日	318円/日	
5	387単位/日	3,947円/日	394円/日	
6	459単位/日	4,681円/日	468円/日	

② 加 算

対応するサービスを実施した場合、基本報酬に加算させていただきます。

加算名	単位	金額	利用者負担額	備考
夜勤職員配置体制加算	60単位/日	612円/日	61円/日	
重度障害者支援加算Ⅰ	28単位/日	285円/日	28円/日	
重度障害者支援加算Ⅰ(重度)	22単位/日	224円/日	22円/日	
入所時特別支援加算	30単位/日	306円/日	30円/日	入所から30日以内の期間
入院・外泊時加算Ⅰ	320単位/日	3,264円/日	326円/日	8日を限度
入院・外泊時加算Ⅱ	147単位/日	1,499円/日	149円/日	8日を超えた日から82日を限度
入院時支援特別加算1	561単位/回	5,722円/回	572円/回	90日を超える 入院期間が4日未満
入院時支援特別加算2	1,122単位/回	11,444円/回	1,144円/回	90日を超える 入院期間が4日以上
栄養マネジメント加算	12単位/日	122円/日	12円/日	
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	306円/月	30円/月	
療養食加算	23単位/日	234円/日	23円/日	
福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 8.6%/回	総単位数× 10.20円/回	金額の1割	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の 2.1%/回	総単位数× 10.20円/回	金額の1割	

(2) 生活介護サービス費 《 1 単位あたりの単価(7 級地) : 10.18 円 》

① 基本報酬

障害支援区分	単位	金額	利用者負担額	備考
1・2	453単位/日	4,611円/日	461円/日	
3	496単位/日	5,049円/日	504円/日	
4	562単位/日	5,721円/日	572円/日	
5	820単位/日	8,347円/日	834円/日	
6	1,108単位/日	11,279円/日	1,127円/日	

② 加 算

対応するサービスを実施した場合、基本報酬に加算させていただきます。

加算名	単位	金額	利用者負担額	備考
人員配置体制加算 I	212単位/日	2,158円/日	215円/日	
福祉専門職員配置等加算 I	15単位/日	152円/日	15円/日	
常勤看護職員等配置加算 III	33単位/日	335円/日	33円/日	
初期加算	30単位/日	305円/日	30円/日	利用開始から30日以内の期間
リハビリテーション加算1	48単位/日	488円/日	48円/日	頸髄損傷による四肢麻痺等の状態の者
リハビリテーション加算2	20単位/日	203円/日	20円/日	上記以外の者
福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の 6.1%/回	総単位数× 10.18円/回	金額の1割	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の 1.7%/回	総単位数× 10.18円/回	金額の1割	

2 利用者負担額について

(1) その他の費用について

① 食事の提供に係る費用及び光熱水費

① 食 費 : 1日あたり 1,250 円

欠食した場合は下記のとおり減額いたします。ただし、外泊、入院等所定の理由により食事をまったく食さない日については、費用を徴収しません。

また、食事のキャンセルについては下記の時間までに連絡をお願いします。所定の時間を過ぎてのキャンセルについては、実費を負担いただきます。

	朝食	昼食	夕食
欠食減額分	235 円	330 円	235 円
キャンセル期限	前日 16 時まで	当日 10 時まで	当日 16 時まで

なお、経管栄養投与者につきましては、1日あたりの給食管理費(給食費から食材費を差し引いた額)に1日あたりの栄養剤の実費を加算いたします。

② 光熱水費 : 1月あたり 16,000円

施設入所に係る光熱水費として、1月あたりの費用を負担いただきます。

なお、月の途中の入退所等により月の利用日数が1月に満たない場合は、日割り計算とさせていただきます。

※ 食費及び光熱水費の実費負担分については、個別に特定障害者特別給付が行われた場合、軽減されます。(利用者の年齢や資産状況等によります)

② 個人を対象とした日常生活等に係る費用等

① 被服費 : 実費負担

利用者の希望により購入する被服で、当事業所と取引のある業者から購入する場合の費用となります。

② 日用品費 : 実費負担

当事業所が通常支援において提供する介護用品や日用品とは別に、利用者の希望により個別使用するために購入する物品で、当事業所と取引のある業者から購入する場合の費用となります。

③ 理美容代 : 実費負担 (通常カット・ヘッドカット外各種メニュー)

利用者の希望により理美容師の出張による理髪サービスを利用した場合の費用となります。なお、理髪サービスの利用は月に1回となります。

④ 保険衛生費 : 実費負担

利用者の希望により実施する、インフルエンザ等の各種予防接種に係る費用となります。

⑤ レクリエーションに係る実費 : 実費負担

利用者の希望により参加するレクリエーションや外出等の行事や余暇活動に要する食費や材料費及びご自身の交通費等となります。

⑥ 創作活動に係る材料費の実費 : 実費負担

創作活動及びクラブ活動を行う上で係る材料費等の費用で、利用者に負担して頂くことが適当であるものに係る費用となります。

⑦ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、

その利用者に負担させることが適当と認められるもの : 実費負担

上記①～⑥以外で通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担して頂くことが適当であるものに係る費用となります。

③ 特別なサービス利用に係る費用

① 協力医療機関以外への通院

又は緊急時及び希望による職員同行通院 : 実費負担(※)

協力医療機関以外への通院又は緊急時や希望により職員同行で通院する際に負担して頂く、職員の同行費用及び交通費となります。

② 利用者の希望により実施する行事・個別外出 : 実費負担(※)

当事業所外において利用者の希望により実施する行事や個別外出の際に負担して頂く職員の同行費用、交通費等となります。

※ 特別なサービス利用に係る費用の算出について

特別なサービスの利用料金は次の計算式で算出します。

$$(1) \text{職員同行経費} \div (2) \text{参加利用者人数}$$

(1) 職員同行経費

職員 1 人につき 2 時間まで 3,000 円

職員 1 人につき 2 時間を超える場合 30 分毎に 750 円

※ 但し、1 日あたりの職員同行経費は最大で 12,000 円とします。

※ また、宿泊を伴う場合、職員就寝中の時間については料金に含めません。

(2) 参加利用者人数

複数の利用者で一緒に「特別なサービス」を利用する際は、参加利用者の頭割りで計算します。

なお、次の条件をすべて満たす場合に限り、当事業所が所有する車両を利用しての移動について利用料はかかりません。

(1) 通院または利用者の希望により実施する行事・個別外出であること

(2) 片道 10km までの移動距離であること

(3) 平日昼間利用の場合、10 時から 14 時 30 分までの利用であること

④ 個人加入の賠償責任保険料

車いす利用者総合補償保険 : 実費負担

利用者の希望により個人で加入している保険期間 2 年の車いす保険(損保ジャパン日本興亜株式会社)の保険料となります。

⑤ 金銭等管理サービス

① 通帳管理、支払管理及び預り金管理 : 1 月あたり 1,500 円

② 支払管理及び預り金管理 : 1 月あたり 750 円

利用者の希望により、長野市社会事業協会利用者預り金管理要綱の規程に基づく預り金管理及び利用料や医療費の支払管理等の金銭等管理サービスをご利用いただいた場合の費用となります。

※ 月の途中の入退所等により月の利用日数が 1 月に満たない場合は、日割り計算とさせていただきます。 ① 1 日あたり 50 円 ② 1 日あたり 25 円

⑥ その他事務処理費用

① サービス提供記録等のコピー代 : (白黒) 1枚あたり 10円
(カラー) 1枚あたり 20円

② 証明書諸書類の発行代 : 1部あたり 200円

③ 事務代行料 : 次のとおり

- (1) 障害福祉サービス受給者証更新等事務代行 : 1事務 500円
- (2) 福祉医療費給付金受給資格判定事務代行 : 1事務 500円
- (3) 市民税・県民税申告事務代行 : 1事務 300円
- (4) その他事務代行 : 1事務 300円～(要相談)

※ なお、事務代行に係る証明書発行等の諸費用及び送料等については実費負担となります。

⑦ 事業所、備品及び設備に損害を与えた場合の修繕費用

事業所の備品等に損害を与えた場合の修繕費用 : 実費負担

故意又は過失により事業所、備品及び設備に損害を与えたときに負担いただく修繕費用となります。